

第 27 期への申し送り

外部資金等獲得に関する基本指針（案）について

2026 年 9 月 18 日

第 26 期日本学術会議会長 光石 衛

第 26 期日本学術会議副会長 三枝 信子

本基本方針（案）は、日本学術会議法人化準備委員会自己資金検討ワーキンググループが中心となって審議を行い取りまとめたものです。第 27 期においては、本案を踏まえ、早期に外部資金等獲得に係る検討が行われることを希望します。

日本学術会議法人化準備委員会自己資金検討ワーキンググループ

主査	三枝 信子	第三部会員	国立研究開発法人国立環境研究所理事
	戸谷 圭子	第一部会員	明治大学専門職大学院グローバルビジネス研究科教授
	高山 弘太郎	第二部会員	豊橋技術科学大学大学院工学研究科教授／愛媛大学大学院農学研究科教授
	関谷 毅	第三部会員	大阪大学産業科学研究所教授

【作成の経緯】

自己資金検討ワーキンググループは、2025 年 11 月から 2026 年 7 月にかけて計 9 回の会合を開催し、外部資金等獲得に関する基本方針の草案を作成した。その間、複数の有識者から外部資金等獲得に対する考え方や具体的な方法に関する情報収集を行い、幹事会懇談会や総会等において、数度にわたり意見交換及び審議を行った。特に、2026 年 4 月と 8 月の意見交換会において第 26 期の会員から多数の意見が寄せられた。これらの意見を踏まえ、ワーキンググループ委員が最終案を取りまとめ、次期への申し送り事項として 9 月の幹事会において承認された。

日本学術会議の外部資金等獲得に関する基本指針

―独立性・中立性・多様性を堅持するための原則と運用ガイドライン―（案）

1. 背景と趣旨

令和8年10月の日本学術会議の法人化に伴い、日本学術会議自らの判断により、外部資金等¹を獲得し、使用することが可能になった。また、日本学術会議法案に対する附帯決議においては、政府に対し、「日本学術会議の要望を踏まえつつ、必要な財政支援を行う」こととするとともに、日本学術会議に対し、「ナショナルアカデミーとしての活動の中立性に配慮しつつ、財源の多様化を図るよう努める」こととされたところである。

外部資金等の獲得による独自財源の確保は、日本学術会議の活動の独立性や自主性の担保に資するとともに、活動の一層の拡大・強化につながるものである。よって、日本学術会議としては、引き続き、必要な財政措置を国に求めるとともに、外部資金等の獲得に向けた取組を進める必要がある。

具体的な外部資金等獲得方策の中には、実施に向けて十分な検討と準備が必要なものも含まれており、短期的、中期的、長期的それぞれを展望した取組が不可欠である。このため、法人化後は、日本学術会議内に、外部資金等獲得のための企画および公的機関や企業、社会に対する働きかけを行う専門の体制を立ち上げることが望まれる。

他方、外部資金等の獲得により、日本学術会議の独立性・中立性・多様性が損なわれることがあってはならない。このため、外部資金等獲得のガイドラインを作成したところであり、本ガイドラインに沿って運用するものとする。

さらに、獲得した外部資金等については、透明性・公平性を確保した上で、分野横断的な学術活動、社会との対話の推進、国際連携の強化、若手研究者の育成等の日本の科学者コミュニティの底上げに寄与する取組など、特に強化が求められる取組に集中的に充当することが望ましい。新体制において、具体的な用途について検討することを期待する。

外部資金等の獲得は、単に国からの補助金の補完のためではない。寄附にせよ活動に伴う収入にせよ、日本学術会議がナショナルアカデミーとしての役割を果たし、国民や社会からの期待に応えていくことで得られるものである。そうであるならば、外部資金等の獲得は、社会からの負託と信頼、日本学術会議のプレゼンスの向上の証左ともいえるものであり、この観点からも積極的に取組が推進されるべきである。

¹ 日本学術会議の資金（外部資金および自己資金）のうち、基盤的経費として政府から受け取る補助金を除く資金をいう。

2. 総論

(1) 日本学術会議としての責任

日本学術会議は、第一部（人文・社会科学）、第二部（生命科学）、第三部（理学・工学）の全領域を網羅する日本における科学者を代表する機関として、特定の学問分野への資源偏在や、獲得した外部資金等の多寡による影響力を排する強固な独立性を堅持する。外部からの資金調達にあたっては、資金提供源の意向に左右されない「科学的根拠に基づく中立性」をガバナンスの根幹に据え、学術的妥当性のみを判断基準とする体制を構築し、意思決定や審査の規程を明確化する。各部が獲得した外部資金等にかかわらず対等な発言権を維持できるよう、役員会等による戦略的なリソース配分と財務調整機能を強化し、特定分野の優遇や軽視を防ぐ。これにより、社会の広範な課題に対し、全学問領域が均衡を保ちながら総合的かつ客観的な知見を提供し続ける責任を果たす。

(2) 会員選考・活動機会の公平性

会員選任制度検討分科会で具体的に検討されている会員選考については、会員選考および学術活動の推進において資金提供源を含むあらゆる外部勢力からの不当な介入を許さず、選考プロセスの完全な独立性を確保する。評価の軸は、あくまで厳密なピアレビューに基づく学術的意義、顕著な業績、および学問的知見の多様性に置き、資金獲得能力の有無が選考結果や活動機会の付与を左右することを構造的に排除する。特に、経済的支援が届きにくい純粋基礎科学や萌芽的研究分野においても、中立的な評価によって活動機会が保証されるよう、選考基準の透明性をこれまで以上に高める。これにより、資金獲得能力に依存せず誰もが公正に評価され、切磋琢磨できる環境を維持し、次世代を担う多様な研究者がその能力を最大限に発揮できる土壌を守る。

(3) 参考となる海外の事例

英国の Royal Society（王立協会）は、独自の出版収入や寄附金を原資としながらも、政府や企業からの資金提供が学術的裁定に影響を及ぼさないよう、運営の独立性を憲章で厳格に定めている。特に、資金が潤沢な応用科学分野と、公的資金に依存しがちな基礎科学分野の間で「科学的中立性」が損なわれないよう、助成配分における厳格な中立審査を実施している。また、米国の NAS（全米科学アカデミー）においても、政府からの諮問業務を受託する際、結論が資金源に左右されないよう「科学的根拠（Evidence-based）」に基づく独立した調査プロセスを徹底し、その中立性を社会的な信頼の拠り所としている。日本学術会議もこれらの国際規範を範とし、日本学術会議憲章も踏まえ、外部資金等の調達の拡大と学問の独立性・中立性の維持を高度に両立させる。

3. 外部資金等獲得と活用に関する基本原則・ルール

日本学術会議の法人化は、多様な財源を活用することにより、組織運営の自律性および柔軟性を高める契機となる。一方で、特定の資金源からの影響や分野間の格差を招く危険性を内包する。そのため、外部資金等の獲得および活用は、「学術の独立性・中立性の堅持」および「学術分野の多様性の維持」という基本理念を制度的に担保する枠組みのもとで行われる必要がある。

(1) 日本学術会議の独立性・中立性の確保

外部資金等の獲得および受入れにあたっては、日本学術会議の独立性・中立性をいささかも損なわないことを最優先の原則とする。ここで独立性とは、政府、企業、特定団体その他いかなる外部主体からの不当な影響を受けることなく学術的判断および意思決定を行うことができる状態を指し、中立性とは、特定の利益、立場または思想に偏ることなく、科学的根拠に基づき客観的かつ公正に学術的判断を行うことを指す。したがって、外部資金等の受入れおよび活用は、学術的妥当性を基準とする透明な制度のもとで行われる必要がある。このため、資金源、受入条件、使途、意思決定の過程等については透明性と説明責任を確保し、社会および学術界からの信頼を維持する体制を整備する。また、国際的な学術機関の運営において参照されている倫理指針やガバナンスの枠組みを踏まえ、公平かつ透明な外部資金等運用の原則を確立する。あわせて、資金提供源との関係が審議、提言、会員選考その他の意思決定に影響を及ぼすことのないよう、利益相反（COI）の開示および管理に関する明確なルールを整備する。さらに、特定の政策や個別案件への関与を条件とする寄附・委託など利益相反が生じやすい資金、政治的または宗教的中立性を損なうおそれのある資金、ならびに使途や審査プロセスが不明確で透明性を確保できない資金については、原則として受入れない。

(2) 外部資金等の獲得および受入れにおける学術分野の多様性の確保

外部資金等の導入にあたっては、日本学術会議が人文・社会科学、生命科学、理学・工学の各分野を網羅する総合的な学術機関としての役割を果たす観点から、学術分野の多様性および活動機会の公平性を毀損しない仕組みの構築が不可欠である。まず、外部資金等の多寡や出所が会員選考や学術活動の機会に影響を及ぼすことのないよう、その原則を明確にする。また、各分野への活動資金の配分については、外部資金等の獲得状況に起因する分野間の格差や利益・不利益が生じないように、分野横断的な配分ルールを整備することが求められる。例えば、活動資金の分野偏在を防止する観点から、審議依頼に関して受入れた資金については相当割合の間接経費を確保し、それを再配分するなどの仕組みを導入することが望ましい。なお、その具体的な割合および再配分方法については、別途定める。さらに、会員選考や学術活動の機会の公平性に対して外部資金等の獲得および受入れが影響を及ぼしていないかを定期的に検証するため、モニタリングおよび評価の仕組みを整備する必要がある。なお、外部資金等の獲得において特

定の会員が重要な役割を果たす場合が想定される。外部資金等獲得の意欲を高めるための仕組みについては、学術分野間の公平性を損なわないことを前提としつつ、安定的な外部資金等確保の観点から慎重に検討することが求められる。

(3) 外部資金等の活用に係るガバナンス

外部資金等の活用にあたっては、役員会等を中心としたガバナンス体制の下で行われるものとし、学術分野の多様性および活動機会の公平性が確保されるとともに、その使途を公開することが望ましい。使途については、分野横断的な学術活動、社会との対話の推進、国際連携の強化、若手研究者の育成など、日本の科学者コミュニティの底上げに寄与する取組への配分を尊重する。

（別紙１）ガバナンス体制の構築

外部資金等獲得の促進を図ると同時に、本文で定めたルールを遵守するため、各段階で複数のチェック機能が動く体制を整備する。これにより、資金調達の活性化と透明性・適正性の確保を両立させる。

１．外部資金等獲得の取組について

自立的な財政基盤の強化を目指し、外部資金等に関する戦略を担う機能別委員会（企画委員会）において、外部資金等の獲得について検討する。個人・企業・財団等へのアプローチや外部資金等の獲得に向けた活動を強化し、専門知識を持つファンドレイザーとも緊密に連携する。外部資金等の獲得と運用を担う専門人材の登用も検討する。さらに、広く一般寄附を募るため、活動目的や外部資金等の使途をまとめた説得力のある文書を早期に作成し広報する。寄附者のメリットとなる税制優遇措置の獲得にも積極的に取り組む。これらの取組を迅速に実行に移すため、日本学術会議の会員や専門人材等から成る推進体制を速やかに構築する。

２．外部資金等の獲得・受入れ・執行に係る審査体制について

外部資金等の受入れの妥当性を審査する「外部資金等審査委員会」を早期に設置する。資金提供源への交渉や申請の実務を担う「機能別委員会（企画委員会）」から独立し、事務・法務・倫理の観点から厳正かつ客観的に判断できる委員会とすることで、公正な審査体制を構築する。資金提供源の属性や活動内容の審査は、日本学術会議の独立性・中立性を守り、社会的信頼を維持する上で不可欠である。特に、会員・連携会員等が資金提供源から個人的な利益を得ることで活動の公平性が疑われる事態を避けるため、利益相反（COI）の管理を厳正に行う。外部資金等の受入れが承認された案件については、外部資金等審査委員会がガイドラインに基づき、執行状況等の継続的なモニタリングを行う。監事および監査部門は、必要に応じて会計書類の閲覧・調査を行い、適正な執行を担保する。

３．外部資金等の獲得のインセンティブ創出に向けた体制整備について

学術的な情報誌や論文誌の出版事業は、購読料や広告等の直接的な収益のみならず、長期的な寄附を呼び込むための重要な付加価値となる。当該事業を適正かつ継続的に運営するため、必要な組織体制を速やかに構築する。外部資金等の確保のあり方として、基金化についても検討する。また、社会全体で学術を支える基盤を強固にするため、寄附者のメリットを拡大する。具体的には、税制優遇措置（寄附金控除等）の適用要件を満たすべく努力するとともに、顕著な貢献を行った個人・団体に対する表彰制度等を整備するなど、社会的評価を可視化し支援の意義を明確にすることが重要である。

（別紙 2）外部資金等獲得方策について

本別紙では、外部資金等獲得に向けた具体的な方策と、それぞれの実施に際して不可欠となるガバナンス上の留意点を示す。いずれの獲得方策についても、導入の可能性を検討する際には慎重な審議が必要である。

1. 政府機関・自治体からの審議依頼・調査委託・政策提言プロジェクト資金
科学的根拠に基づく政策立案（EBPM）の支援として、政府・自治体からの調査研究やデータ整備等の委託事業を推進する。これは海外の主要アカデミーにおいても一般的な財源である。「提言の結論を資金で紐付ける」事態を防ぐため、委託者による介入や内容改変が生じない契約設計を必須とする。調査のプロセスと成果は原則として公開し、政治的中立性と科学的客観性を確実に担保する。

2. 公益性・学術振興性の高い財団・団体からの助成金
学術の振興や普及、次世代育成、国際的な科学対話（Gサイエンス等）を目的とする国内外の公益財団法人および国際機関からの助成金を積極的に獲得する。これらは日本学術会議が重視する公共性と親和性が高く、大規模な資金確保に寄与することが期待できる。助成金の使途制約が日本学術会議の独立性を損なう恐れがないか、外部資金等審査委員会において受入れ前に厳正に精査する。また、国内外のアカデミーや大学コンソーシアムとの共同申請を活用し、資金源の偏りを防ぐ工夫も有効である。

3. 寄附金等

(1) 一般寄附金

日本学術会議の活動趣旨に賛同する個人や団体からの、目的や使途を限定しない寄附金等をいう。ウェブサイト等を通じた寄附導線を整備し、日本学術会議設立 80 周年記念事業等の節目を捉えたキャンペーン、継続寄附、遺贈等の多様な受入れメニューを構築する。自律的な財政基盤を象徴する仕組みとして、現在および歴代の会員・連携会員を対象とした支援金や寄附金の受入れも検討する。

(2) 使途特定寄附金等

「科学コミュニケーション」「社会との対話イベント」「啓発活動」など、公共性の高い使途を特定して受け入れる寄附金等をいう。企業の ESG 投資や社会的責任（CSR）活動の一環としての協力を促す。

(3) 寄附者のインセンティブ創出

寄附金等の導入にあたっては、例えば、税制優遇措置（寄附金控除等）の適用要件を満たすべく努力するとともに、日本学術会議の高い公益性を踏まえ、褒章制度の認定団体となることを目指す。さらに、学術や社会に対する貢献を顕彰する日本学術会議独自の表彰制度についても検討する。

(4) 寄附金等受入における主な留意事項

出所不明な資金や特定の意図を持つ資金の流入を排除するため、寄附者の適格性（反社会的勢力との関係、利益誘導の懸念等）に関する厳格な事前審査基準およびガバナンス体制を設ける。また、寄附者が政策提言や会員選考等の意思決定に影響を及ぼし得ないことを規程で明文化するとともに、一定額以上の寄附に

については透明性確保の観点から年次報告等で公表する。あわせて、利益相反(COI)の管理と知的財産の適切な取り扱いを徹底する。さらに、寄附者の不祥事やコンプライアンス違反が発覚した際の即時契約解除および返金措置を含む危機管理条項を規程化する。

4. 学協会・大学・研究機関・企業等からの共催費・拠出金

国内外の主要学協会や大学等の研究機関、企業等と連携し、共同声明の発表、若手育成プログラム、学術情報流通等の共同事業を実施し、その経費の分担・拠出を求める仕組みを構築する。特定団体への依存や癒着を防ぐため、協賛比率の上限や継続期間の制限を設ける。また、単一の機関からの大口拠出に依存せず、複数の機関が参画するコンソーシアム形式を基本とすることで、「特定機関の意向」による影響力を構造的に排除する。

5. 国際連携・国際共同研究プロジェクト資金

海外アカデミーや国際学術ネットワークと連携し、気候変動や研究公正、オープンサイエンス等の地球規模の横断的課題に関する国際公募型プロジェクトへ参画し、外部資金等を獲得する。特定の国や地域への過度な依存による地政学リスクを回避するため、資金源の分散と透明性の高い公募案件への参加を優先する。また、国際資金の受け入れに関する研究セキュリティの確保にも十分留意する。

6. シンポジウム・公開講座等イベント事業収入

市民向けの無料公開(アウトリーチ)の理念は維持しつつ、専門家や企業向けに付加価値を高めたイベント(詳細な資料提供、同時通訳、アーカイブ視聴、専門的な研修プログラム等)を有料化する二層構造を検討する。三部制の強みを活かした分野融合的な独自テーマを設定する。有料化によって知へのアクセスが不当に阻害されないよう留意する。また、イベントのテーマ設定が特定団体の意向に左右されないよう、独立した企画委員会による公平な選定ルールを整備し、中立性を確保する。

7. 学術的な情報誌や論文誌の発行・出版事業収入

出版事業については、国内外の学術情報を共有し、学協会間の連携を促進する情報誌と、厳格な査読に基づき研究成果を国際的に発信する論文誌とを区別して検討する。情報誌については、日本学術会議が国内の学協会、大学、研究機関、行政、産業界、市民社会等をつなぐ中核的な情報プラットフォームとして機能することを目指し、紙媒体・電子版・ウェブ連載・英語版ダイジェスト等を組み合わせさせた形態を検討する。なお、これまで日本学術会議の編集協力の下で刊行されてきた『学術の動向』の蓄積を活かすことも考えられる。論文誌については、海外の主要科学アカデミーが有する論文誌の事例も参考にしつつ、日本学術会議の三部制の強みを活かした、分野横断的・包括的な英文査読付き論文誌の創刊を中長期的に検討する。国内外から投稿を受け付け、広く購読・利用される欧文誌も視野に入れる。

情報誌については、特定の学協会、分野、機関、企業、行政機関の広報媒体とならないよう、編集方針の透明性と企画選定の公平性を確保する。広告、協賛、賛助会費等を受け入れる場合であっても、編集内容への介入を認めず、編集権の独立を明確に規程化する。論文誌については、国際的な信頼を確立するため、編集

委員会の独立性、査読プロセスの公正性、利益相反（COI）の開示、研究倫理、出版倫理、データの透明性等に関する厳格な規程を設ける。両媒体について、編集部門と財務部門を明確に分離し、広告収入、購読料、掲載料、協賛金等が編集判断に影響を及ぼさない仕組みを構築する。収益の使途は、学術情報発信、出版基盤の整備、若手研究者支援、国際発信、学協会間連携の強化等、公共性の高い目的に充当することを明確にし、必要に応じて年次報告等で公開する。

8. 協力学術研究団体からの賛助会費や登録料

約 2,000 に上る協力学術研究団体に対し、団体と十分な協議を行った上で、団体の規模に応じた賛助会費や登録料（年会費）等の導入を検討する。その際、日本学術会議を通じた情報提供、団体間における連携や国際ネットワーク共有の推進、共同イベントの優先開催枠など、参加団体に実利をもたらすインセンティブ設計を行う。登録料の支払いが「特定分野への利益誘導」や「審議への介入」と見なされる外形的疑念を排除するため、団体からの要望や陳情の取り扱いプロセスを透明化し、運用の公平性を徹底する。

以上